

# 第3章 第7期大村市障害福祉計画・ 第3期大村市障害児福祉計画

## 1 計画の策定にあたって

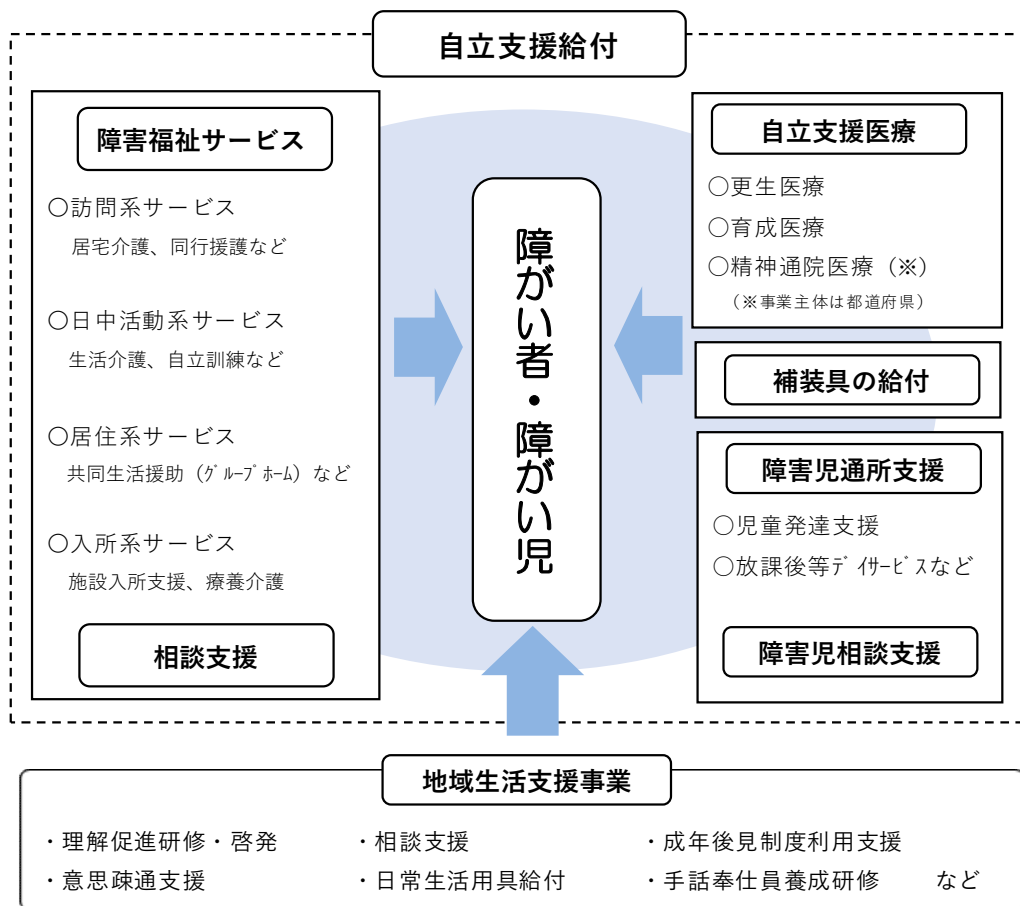
本計画は、国の基本的な方針及び長崎県の計画を踏まえ、本市の障害者基本計画の基本理念及び基本目標の実現を目指すため、今後の障害福祉サービス等を提供するための体制を構築するとともに、障害福祉サービス等の見込量や確保のための取組を定めるものです。

なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は、関係性が深いことから、一体的に策定するものとします。

## 2 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、障がいの程度や勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と市町村が地域や利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」があります。

また、障がい児に対しては、児童福祉法に基づくサービスとして、「障害児通所支援・障害児相談支援」があります。



### 3 前計画における目標と取組

令和3年度から令和5年度を計画期間とする第6期大村市障害福祉計画及び第2期大村市障害児福祉計画においては、国の基本指針に即して目標を定め、それぞれに成果目標を設定し、様々な取組を推進しました。本項では取組の内容及び成果目標の達成状況を示します。

【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る基本指針における成果目標の主な内容】

|                                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 施設入所者の地域生活への移行                                                            |
| ・ 地域移行者数：令和元年度末施設入所者数の6%以上が地域生活に移行                                            |
| ・ 施設入所者数：令和元年度末の施設入所者数を1.6%以上削減                                               |
| (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築                                                   |
| ・ 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：316日以上                                           |
| ・ 精神病床の1年以上長期入院患者数：10.6万人から12.3万人に                                            |
| ・ 退院率：3か月後69%以上、6か月後86%以上、12か月後92%以上                                          |
| (3) 地域生活支援拠点等の整備                                                              |
| ・ 各市町村又は各圏域に1か所以上を確保するとともに、運用状況の検証、検討を行う                                      |
| (4) 福祉施設から一般就労への移行                                                            |
| ・ 一般就労への移行者数：令和元年度の1.27倍以上<br>うち、就労移行支援：1.30倍以上 就労支援A型：1.26倍以上 就労支援B型：1.23倍以上 |
| ・ 就労定着支援事業を利用して一般就労への移行者：70%以上                                                |
| ・ 就労定着率が80%以上の就労定着支援事業所：70%以上                                                 |
| (5) 障害児支援の提供体制の整備等                                                            |
| ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置                                                |
| ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村において構築                                                 |
| ・ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保                      |
| ・ 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置（各都道府県、各圏域、各市町村）                    |
| (6) 相談支援体制の充実・強化等                                                             |
| (7) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築                                                   |

## (1) 施設入所者の地域生活への移行

障がい者の地域での暮らしをサポートし個々のニーズに対応できるよう、訪問系サービス・日中活動系サービス等の確保や相談支援体制の充実に取り組みました。

令和3年度から施設入所者数は減少していましたが、令和5年度から徐々に施設入所者が増加しており、次期計画でも地域生活への移行に引き続き取り組んでいくこととしています。

【国の基本指針に基づく目標値と実績（見込）】

| 令和元年度末時点の<br>施設入所者数 | 項目        | 目標                            | 令和5年度末<br>(見込) |
|---------------------|-----------|-------------------------------|----------------|
| 113人                | 地域生活移行者数  | 7人以上<br>(令和元年度末施設入所者数の6%以上)   | 5人             |
|                     | 施設入所者数の減※ | 2人以上<br>(令和元年末施設入所者数の1.6%以上減) | 7人             |

※「施設入所者数の減」には、「地域生活移行者数」は含まない。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の地域移行・地域定着に向け、保健・医療・福祉等の関係者が取組等を協議する場を設置し、システムの構築について検討しました。

今後、精神障害者保健福祉手帳所持者に係る相談だけでなく、メンタルヘルスなどの精神に課題を抱える人の相談が増えることが考えられることから、保健・医療・福祉等の関係者が情報共有の場を設け、協議を継続していく必要があります。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が障害福祉サービス等を利用し住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点の運用状況の検証を行いました。

また、地域支援生活拠点に関わるサービスを開始する事業所の参入を促し、体制の整備に取り組みました。

しかしながら、地域生活支援拠点と各種サービス事業所間での緊急時の対応手順等の検討が今後も必要となります。

【国の基本指針に基づく目標値と実績（見込）】

| 項目                      | 目標    | 令和5年度末（見込） |
|-------------------------|-------|------------|
| 地域生活支援拠点等の運用状況<br>に係る検証 | 年1回以上 | 年2回        |

## （４） 福祉施設から一般就労への移行

障がい者の一般就労が進まない厳しい現状から、一般就労に必要な知識の習得や能力向上を図る「就労移行支援」の事業所は、廃止や休止が相次ぎました。就労を継続するための知識の習得や能力の向上に必要な訓練を受ける「就労継続支援」の事業所は、雇用型（Ａ型）は減少、非雇用型（Ｂ型）は増加しました。

また、地域において自立した生活が送られるよう、官公庁における受注機会を拡大するなど、就労継続支援事業所における工賃等の向上への支援に取り組みました。

しかし、大村市の平均工賃は、国の平均を上回っているものの、県の平均を下回っているため（P21 参照）、引き続き工賃向上へ向けて取り組むとともに、一般就労への移行に向けて取り組む必要があります。

【国の基本指針に基づく目標値と実績（見込）】

| 項目                              | 目標     | 令和５年度（見込） |
|---------------------------------|--------|-----------|
| 一般就労への移行者数<br>（下記①②③合計）         | 29 人以上 | 6 人       |
| ① 就労移行支援                        | 17 人以上 | 5 人       |
| ② 就労継続支援 A 型                    | 2 人以上  | 0 人       |
| ③ 就労継続支援 B 型                    | 10 人以上 | 1 人       |
| 一般就労への移行者のうち、<br>就労定着支援事業を利用の割合 | 70%以上  | 16%       |
| 就労定着率 80%以上の<br>就労定着支援事業所の割合    | 70%以上  | 事業所なし     |

## （５） 障害児支援の提供体制の整備等

地域における中核施設である児童発達支援センターの設置について、既存の児童発達支援事業所が質の高いサービスの提供を目的として、児童発達支援センターへ移行しました。

また、医療的ケア児の受入れが可能な障害児通所支援事業所を確保し、退院から地域での受入体制を調整するコーディネーターと協力し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化に取り組みました。

障がい児の個々の状況に応じた支援を切れ目なく提供する必要があることから、引き続き関係機関と連携して支援体制の整備に向けて取り組むこととしています。

【国の基本指針に基づく目標値と実績（見込）】

| 項目                                                  | 目標                                       | 令和5年度末（見込）                               |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------|------------------------------------------|
| 児童発達支援センターを市内に少なくとも1か所以上設置                          | 設置                                       | 1か所設置                                    |
| 保育所等訪問支援を利用できる体制を市内で構築                              | 7か所                                      | 13か所                                     |
| 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を市内に少なくとも1か所以上確保 | 児童発達支援事業所<br>3か所<br>放課後等デイサービス事業所<br>3か所 | 児童発達支援事業所<br>4か所<br>放課後等デイサービス事業所<br>3か所 |
| 医療的ケア児支援の協議の場の設置                                    | 障害者自立支援協議会こども支援部会に協議の場設置                 | 設置済み                                     |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置                              | 2人                                       | 2人                                       |

## （６） 相談支援体制の充実・強化等

障がい者が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がい者へ必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行いました。

また、地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを設置しました。

障がい者のニーズは多様化・複雑化してきており、基幹相談支援センターと連携して引き続き相談支援専門員のスキルアップに取り組んでいきます。

## （７） 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

障がい者が個々のニーズに応じた障害福祉サービス等を利用することができるよう、広報紙やホームページ等で制度の普及啓発に取り組みました。

また、障がい者が真に必要とするサービスを適切に提供できるよう、障害福祉サービス事業所等との連携強化に努めました。

障害福祉サービス等が多様化しており、障害福祉サービス事業所等と引き続き連携しながら、サービスの質の向上に取り組む必要があります。

## 4 本計画における目標の設定と取組

国は、障がい者（児）の地域生活の維持・継続及び就労定着の促進、障害児支援の提供体制の整備等による地域共生社会の実現を図るため、地方自治体が策定する障害福祉計画の策定に向けた基本指針において、具体的な成果目標を示しています。

本市においても、国の基本指針やこれまでの実績等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間における目標とそれぞれの成果目標を定め、必要な取組を行うことにより、障がい者支援体制の計画的な整備を図ります。

### 【第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る基本指針における成果目標の主な内容】

|                                                                           |  |
|---------------------------------------------------------------------------|--|
| (1) 施設入所者の地域生活への移行                                                        |  |
| ・ 地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上                                                |  |
| ・ 施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減                                                    |  |
| (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築                                               |  |
| ・ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上                               |  |
| ・ 精神病床における1年以上入院患者数                                                       |  |
| ・ 精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上                        |  |
| (3) 地域生活支援の充実                                                             |  |
| ・ 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる体制整備を進めるとともに、運用状況の検証・検討を行うこと |  |
| ・ 【新規】強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること                  |  |
| (4) 福祉施設から一般就労への移行等                                                       |  |
| ・ 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上                                              |  |
| ・ 【新規】就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上              |  |
| ・ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上                                          |  |
| ・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上                      |  |
| (5) 障害児支援の提供体制の整備等                                                        |  |
| ・ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上                                           |  |
| ・ 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築                                        |  |
| (6) 相談支援体制の充実・強化等                                                         |  |
| ・ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等                                                 |  |
| ・ 【新規】協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等                                   |  |
| (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築                                        |  |
| ・ 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築                                       |  |

## (1) 施設入所者の地域生活への移行

### 【取組】

- ◆ 地域生活への移行を進めるために、障がい者支援施設等において入所者の意思決定を支援し、地域生活移行支援や地域で生活する障がい者の支援を推進します。
- ◆ 日常生活や社会生活を送るため、個々の障がい者のニーズや実態に応じた相談体制の整備や居宅介護や行動支援等の各種サービスの充実を図ります。

### 【成果目標】

| 令和4年度末時点<br>の施設入所者数 | 項目        | 目標<br>(令和8年度) | 備考                 |
|---------------------|-----------|---------------|--------------------|
| 98人                 | 地域生活移行者数  | 5人以上          | 令和4年度末施設入所者数の6%以上  |
|                     | 施設入所者数の減※ | 4人以上          | 令和4年度末施設入所者数の5%以上減 |

※「施設入所者数の減」には、「地域生活移行者数」は含まない。

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【取組】

- ◆ 精神障がい者の地域への移行・定着を推進するために、精神障がいに対する正しい理解を促進し、県をはじめ保健・医療・福祉等の関係者と連携し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて協議を進めます。

## (3) 地域生活支援の充実

### 【取組】

- ◆ 地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制や緊急時の連絡体制の構築を進めます。
- ◆ 障害の重度化・高齢化にも対応できるようサービスの提供体制の確保や専門的ケアの支援を行う機能の強化を図ります。

### 【成果目標】

- ◆ 年1回以上、地域生活支援拠点等の運用状況を検証するなど利用促進を図ります。
- ◆ 強度行動障害(※)のある人に関する支援ニーズを把握し、支援体制の整備を図ります。  
※自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」。



## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### 【取組】

- ◆ 就労支援ネットワークの強化、ハローワークなどの関係機関と連携した支援体制を構築するため、雇用促進ネットワーク会議を活用して推進します。
- ◆ 地域において自立した生活が送れるよう、官公庁における受注機会を拡大するなど、就労継続支援事業所における工賃等の向上のための支援を図ります。
- ◆ 福祉や医療等から雇用への推進のため、ハローワークや生活支援センター等の地域の関係機関と連携して、就労移行及び就労定着支援を推進します。

### 【成果目標】

| 項目                                             | 令和3年度実績 | 目標（令和8年度）       |
|------------------------------------------------|---------|-----------------|
| 一般就労への移行者数（下記①②③合計）                            | 10人     | 15人             |
| ①就労移行支援                                        | 8人      | 10人             |
| ②就労継続支援A型                                      | 0人      | 2人              |
| ③就労継続支援B型                                      | 2人      | 3人              |
| 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が50%以上の就労移行支援事業所の割合 | —       | 就労移行支援事業所の50%以上 |
| 就労定着支援事業の利用者数                                  | 2人      | 3人              |
| 就労定着率70%以上の就労定着支援事業所の割合                        | —       | 25%以上           |

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

### 【取組】

- ◆ 児童発達支援センターの専門的機能の強化を図り、事業所等との連携や、障がい児等の医療的ケアを含めた多様なニーズに対応する機関としての役割を担うため、体制整備を図ります。
- ◆ 医療的ケアが必要な障がい児等に対して、地域において包括的な支援が受けれるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。



## 【成果目標】

| 項目                                                   | 令和 5 年度末（見込）                         | 目標（令和 8 年度） |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------|-------------|
| 児童発達支援センターを市内に少なくとも 1 か所以上設置                         | 1 か所設置                               | 維持          |
| 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を市内に少なくとも 1 か所以上 | 児童発達支援事業所 4 か所<br>放課後等デイサービス事業所 3 か所 | 維持          |
| 医療的ケア児支援の協議の場の設置                                     | 設置済み                                 | 維持          |
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置                               | 2 人                                  | 維持          |

## （６） 相談支援体制の充実・強化等

### 【取組】

- ◆ 地域の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターによる相談支援事業者との連携を強化し、相談支援事業者への専門的な助言や指導により人材育成を図ります。
- ◆ 大村市自立支援協議会において各種相談に係る情報共有を行って、地域の実情に応じたサービスを検討し、既存サービスの改善を図ります。

## （７） 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 【取組】

- ◆ 障がい者個々のニーズに応じた障害福祉サービス等を利用することができるよう、障害福祉サービス等に係る制度の普及啓発を広報紙等を活用して情報提供を行います。
- ◆ 障がい者が必要とする最適なサービスを提供できるよう、障害福祉サービス事業所等の連携強化を図ります。

## 5 障害福祉サービス等の見込量と取組

### (1) 基本的な考え方

障がい者が住み慣れた地域で本人の望む日常生活や社会活動を実現できるよう、障害者の意思を尊重し、ニーズを踏まえ、障がい者が必要な時に必要な場所で、地域の実情に応じた適切な支援を受けられるよう取組を進めることが重要です。

そのために身近な地域で気軽に相談できる体制やきめ細やかな障害福祉サービス等の質的・量的な充実を図ります。

また、障がい児支援については、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが求められています。

このようなことから、設定した目標における成果目標数値の達成を目指し、必要となる障害福祉サービス等の見込量と取組を定めます。

### (2) 障害福祉サービス（相談支援を含む）の見込量と取組

障害者総合支援法や国の基本指針に基づき、これまでの実績や障がい者のニーズを考慮し、令和8年度までの見込量と取組を定めます。

#### ①訪問系サービス

【サービスの内容】

| サービス名      | サービス内容                                                             |
|------------|--------------------------------------------------------------------|
| 居宅介護       | 自宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。                                         |
| 重度訪問介護     | 重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅において、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
| 同行援護       | 視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む）、移動の援助等の外出支援を行います。       |
| 行動援護       | 自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。                  |
| 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性が高い人に、居宅介護等の複数サービスを包括的にを行います。                                |

【第6期計画の実績】

(数値は各年度末(2月)の実績値) ※令和5年度は令和5年7月実績分

| サービス名                     |           | 令和3年度 |       | 令和4年度 |       | 令和5年度 |        |
|---------------------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
|                           |           | 計画    | 実績    | 計画    | 実績    | 計画    | 見込み    |
| ①居宅介護<br>②重度訪問介護<br>③同行援護 | 利用者数(人)   | 225   | 258   | 221   | 262   | 217   | 261    |
| ④行動援護<br>⑤重度障害者等包括支援      | 利用時間数(時間) | 8,583 | 8,492 | 9,012 | 9,436 | 9,463 | 10,720 |

※人数：月間の利用者数、時間：月間の合計利用時間

- ◆ 障がいの状態の重度化や高齢化により、利用者数・利用時間数ともに増加傾向にあります。

【第7期計画の見込量】

| サービス名  |           | 令和6年度  | 令和7年度  | 令和8年度  |
|--------|-----------|--------|--------|--------|
| 居宅介護   | 利用者数(人)   | 175    | 176    | 178    |
|        | 利用時間数(時間) | 1,951  | 1,964  | 1,977  |
| 重度訪問介護 | 利用者数(人)   | 42     | 46     | 50     |
|        | 利用時間数(時間) | 8,550  | 9,289  | 10,092 |
| 同行援護   | 利用者数(人)   | 35     | 37     | 38     |
|        | 利用時間数(時間) | 857    | 888    | 921    |
| 行動援護   | 利用者数(人)   | 14     | 15     | 15     |
|        | 利用時間数(時間) | 88     | 91     | 94     |
| 総数     | 利用者数(人)   | 266    | 274    | 281    |
|        | 利用時間数(時間) | 11,446 | 12,232 | 13,084 |

※人数：月間の利用者数、時間：月間の合計利用時間

【取組】

- ◆ 障がい者が安心して生活するための基礎となる訪問系サービスの提供体制を確保するため、医療・保健・福祉等の関係機関との連携を図ります。
- ◆ 障がい福祉に関わる人材の育成や人材を確保するため、障がい福祉サービス事業所相互の連携強化や、職員のスキルアップ研修等に取り組みます。

## ②日中活動系サービス

### 【サービスの内容】

| サービス名                | サービス内容                                                                      |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 生活介護                 | 常に介護を必要とする人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。                  |
| 自立訓練<br>(機能訓練・生活訓練)  | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。                      |
| 就労移行支援               | 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。             |
| 就労継続支援<br>(A型・B型)    | 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います(A型：雇成型、B型：非雇成型)        |
| 就労定着支援               | 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために、企業・自宅等への訪問や来所による必要な連絡調整や指導・助言等を行います。 |
| 就労選択支援<br>【令和7年10月～】 | 障がい者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。                 |
| 短期入所                 | 自宅で介護する人が病気の場合等、短期間、夜も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。                              |
| 療養介護                 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。                  |

### 【第6期計画の実績】

(数値は各年度末(2月)の実績値) ※令和5年度は令和5年7月実績分

| サービス名      |         | 令和3年度 |       | 令和4年度 |       | 令和5年度 |       |
|------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            |         | 計画    | 実績    | 計画    | 実績    | 計画    | 見込み   |
| 生活介護       | 利用者数(人) | 308   | 287   | 322   | 297   | 336   | 301   |
|            | 利用日数(日) | 6,478 | 5,369 | 7,015 | 5,445 | 7,552 | 5,960 |
| 自立訓練(機能訓練) | 利用者数(人) | 3     | 0     | 4     | 0     | 5     | 0     |
|            | 利用日数(日) | 9     | 0     | 12    | 0     | 15    | 0     |
| 自立訓練(生活訓練) | 利用者数(人) | 11    | 11    | 11    | 7     | 11    | 7     |
|            | 利用日数(日) | 233   | 170   | 233   | 106   | 233   | 127   |
| 就労移行支援     | 利用者数(人) | 29    | 20    | 29    | 21    | 29    | 23    |
|            | 利用日数(日) | 534   | 346   | 534   | 342   | 534   | 451   |
| 就労継続支援     | 利用者数(人) | 47    | 54    | 47    | 51    | 47    | 64    |

|           |         |       |       |       |       |       |       |
|-----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| (A型)      | 利用日数(日) | 823   | 997   | 823   | 948   | 823   | 1,282 |
| 就労継続支援    | 利用者数(人) | 433   | 396   | 460   | 432   | 487   | 445   |
| (B型)      | 利用日数(日) | 6,921 | 6,437 | 7,248 | 7,196 | 7,575 | 8,240 |
| 就労定着支援    | 利用者数(人) | 4     | 0     | 4     | 0     | 4     | 1     |
| 短期入所(福祉型) | 利用者数(人) | 128   | 93    | 144   | 102   | 160   | 107   |
|           | 利用日数(日) | 750   | 672   | 821   | 649   | 892   | 668   |
| 短期入所(医療型) | 利用者数(人) | 6     | 0     | 6     | 7     | 6     | 12    |
|           | 利用日数(日) | 20    | 0     | 22    | 18    | 24    | 36    |
| 療養介護      | 利用者数(人) | 25    | 26    | 25    | 28    | 25    | 28    |

※人数：月間の実利用者数、時間：利用者全員の月間の合計利用日数

◆ 就労継続支援（A型）（B型）の利用者数・利用日数は増加傾向となっています。

#### 【第7期計画の見込量】

| サービス名      |         | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|---------|-------|-------|-------|
| 生活介護       | 利用者数(人) | 310   | 319   | 328   |
|            | 利用日数(日) | 6,135 | 6,315 | 6,501 |
| 自立訓練(機能訓練) | 利用者数(人) | 1     | 1     | 1     |
|            | 利用日数(日) | 20    | 20    | 20    |
| 自立訓練(生活訓練) | 利用者数(人) | 7     | 7     | 7     |
|            | 利用日数(日) | 127   | 127   | 127   |
| 就労移行支援     | 利用者数(人) | 21    | 19    | 18    |
|            | 利用日数(日) | 413   | 378   | 346   |
| 就労継続支援(A型) | 利用者数(人) | 65    | 67    | 68    |
|            | 利用日数(日) | 1,310 | 1,338 | 1,367 |
| 就労継続支援(B型) | 利用者数(人) | 466   | 487   | 510   |
|            | 利用日数(日) | 8,621 | 9,019 | 9,436 |
| 就労定着支援     | 利用者数(人) | 1     | 1     | 1     |
| 療養介護       | 利用者数(人) | 28    | 28    | 28    |
| 短期入所(福祉型)  | 利用者数(人) | 111   | 114   | 118   |
|            | 利用日数(日) | 690   | 713   | 737   |
| 短期入所(医療型)  | 利用者数(人) | 12    | 13    | 13    |
|            | 利用日数(日) | 37    | 38    | 40    |
| 療養介護       | 利用者数(人) | 28    | 28    | 28    |

※人数：月間の実利用者数、時間：利用者全員の月間の合計利用日数

【取組】

- ◆ 障がい者の日常生活を充実したものとするため、障がいの程度や状況等の把握を的確に行うとともに、関係機関と連携を図り、身体機能や生活能力の向上のための障害福祉サービスの確保に努めます。
- ◆ 障がい者の一般就労につながる就労移行支援や就労継続支援を効果的に行うため、ハローワークや就労系サービス事業所等関係機関の連携構築を支援します。

### ③居住系サービス

【サービスの内容】

| サービス名               | サービス内容                                                                                        |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自立生活援助              | 障害者支援施設やグループホーム等を利用し、一人暮らしを希望する人等に地域生活を支援するため、一定期間、定期的な巡回訪問（助言や医療機関等との連絡調整等）や随時の対応（同行等）を行います。 |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護等や日常生活上の援助を行います。                                           |

【第6期計画の実績】

(数値は各年度末(2月)の実績値) ※令和5年度は令和5年7月実績分

| サービス名           |         | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|-----------------|---------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|                 |         | 計画    | 実績  | 計画    | 実績  | 計画    | 実績  |
| 自立生活援助          | 利用者数(人) | 3     | 8   | 3     | 4   | 3     | 8   |
| 共同生活援助(グループホーム) | 利用者数(人) | 203   | 207 | 213   | 233 | 223   | 223 |

※人数:月間の実利用者数

- ◆ 新規グループホームが増加していることや、入所施設や病院等から地域生活への移行先としてグループホームへの希望が多いことから、延べ利用者数は増加傾向となっています。

【第7期計画の見込量】

| サービス名           |         | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------|---------|-------|-------|-------|
| 自立生活援助          | 利用者数(人) | 8     | 8     | 8     |
| 共同生活援助(グループホーム) | 利用者数(人) | 236   | 250   | 265   |

※人:月間の実利用者数

【取組】

- ◆ 障がい者の一人暮らし等、多様なニーズに応じた居住の場の確保を図るため、地域住民の障がい者への理解が深まるよう啓発活動を行い、障がい者が安心して地域で暮らせるような環境作りに努めます。
- ◆ 障がい者が安心して地域に定着できるよう、24時間の相談支援体制や緊急時の受入体制の充実を図り、地域生活支援拠点の整備を進めます。

## ④入所系サービス

【サービスの内容】

| サービス名  | サービス内容                                    |
|--------|-------------------------------------------|
| 施設入所支援 | 施設に入所する障がい者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

【第6期計画の実績】

(数値は各年度末(2月)の実績値) ※令和5年度は令和5年7月実績分

| サービス名  |         | 令和3年度 |     | 令和4年度 |    | 令和5年度 |     |
|--------|---------|-------|-----|-------|----|-------|-----|
|        |         | 計画    | 実績  | 計画    | 実績 | 計画    | 見込み |
| 施設入所支援 | 利用者数(人) | 109   | 105 | 108   | 98 | 107   | 101 |

※人：月間の実利用者数

- ◆ ほぼ計画どおりの実績となっています。

【第7期計画の見込量】

| サービス名  |         | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|
| 施設入所支援 | 利用者数(人) | 99    | 97    | 95    |

※人：月間の実利用者数

【取組】

- ◆ 障がいの状態や特性等を踏まえ、本人や家族の意向を尊重し、地域生活への移行を見据えた支援に努めます。
- ◆ 入所施設から地域生活への円滑な移行を促進するため、入所施設と地域のネットワークが緊密となるよう連携体制の整備に努めます。



## ⑤相談支援

### 【サービスの内容】

| サービス名  | サービス内容                                                                                                                                                             |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画相談支援 | 障害福祉サービスを利用する障がい者に対し、サービス利用前において、個々に必要かつ適切なサービスの利用計画を作成し、事業所等との連絡調整を行います。<br>また、サービス利用開始後において、サービス利用状況の検証（モニタリング）を定期的に行い、必要に応じ利用計画を見直し、サービス量の変更申請、事業所等との連絡調整を行います。 |
| 地域移行支援 | 障害者支援施設、救護施設、更生施設、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、更生保護施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者が退所・退院し、地域で生活するための相談や住居の確保等の支援を行います。                                                      |
| 地域定着支援 | 居宅において単身等で生活する障がい者が、安定した地域生活を送れるように常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に対して訪問や支援等を行います。                                                                                              |

### 【第6期計画の実績】

（数値は各年度末（2月）の実績値）※令和5年度は令和5年7月実績分

| サービス名  |         | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|--------|---------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|        |         | 計画    | 実績  | 計画    | 実績  | 計画    | 見込み |
| 計画相談支援 | 利用者数（人） | 202   | 183 | 225   | 168 | 248   | 162 |
| 地域移行支援 | 利用者数（人） | 2     | 0   | 2     | 1   | 2     | 1   |
| 地域定着支援 | 利用者数（人） | 6     | 6   | 6     | 5   | 6     | 5   |

※人：月間の実利用者数

- ◆ 計画相談支援は、減少傾向にありますが、地域移行支援と地域定着支援は、ほぼ計画どおりの実績となっています。

### 【第7期計画の見込量】

| サービス名  |         | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 利用者数（人） | 181   | 202   | 226   |
| 地域移行支援 | 利用者数（人） | 1     | 1     | 1     |
| 地域定着支援 | 利用者数（人） | 5     | 5     | 5     |

※人：月間の実利用者数

【取組】

- ◆ 障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ◆ 障がい者一人ひとりに十分な支援ができるよう、新たな相談支援事業所の参入や相談支援専門員の増員を図るとともに、自立支援協議会等の関係機関と連携を強化します。
- ◆ 入所施設からの退所や医療機関からの退院において重要な役割を担う地域移行支援や地域定着支援については、地域生活支援拠点を中心とし、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所による連携を強化し、円滑な移行に努めます。

### （３）障がい児支援（相談支援を含む）の見込量と取組

障害児通所支援及び障害児相談支援については、支援を要する児童が年々増加しており、今後も利用ニーズが高まることが見込まれます。

児童福祉法や国の基本指針に基づき、切れ目のない効果的な支援体制を確保するため、これまでの実績や障がい児のニーズを考慮して、令和８年度までの見込量と取組を定めます。

#### ①障害児通所支援

##### 【サービスの内容】

| サービス名       | サービス内容                                                     |
|-------------|------------------------------------------------------------|
| 児童発達支援      | 未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。     |
| 医療型児童発達支援   | 未就学の障がい児（上肢・下肢又は体幹の機能に障がいのある児童）に、児童発達支援及び治療を行います。          |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 未就学の障がい児（重度の障がい等により外出が困難な児童）に、居宅を訪問し、児童発達支援を行います。          |
| 放課後等デイサービス  | 就学中の障がい児に、授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。 |
| 保育所等訪問支援    | 保育所等に通う障がい児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。            |

##### 【第６期計画の実績】

（数値は各年度末（２月）の実績値）※令和５年度は令和５年７月実績分

| 種類          |         | 令和３年度 |       | 令和４年度 |       | 令和５年度 |       |
|-------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|             |         | 計画    | 実績    | 計画    | 実績    | 計画    | 見込み   |
| 児童発達支援      | 利用者数（人） | 127   | 171   | 127   | 205   | 127   | 168   |
|             | 利用日数（日） | 1,180 | 1,464 | 1,180 | 1,746 | 1,180 | 1,603 |
| 医療型児童発達支援   | 利用者数（人） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|             | 利用日数（日） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 利用者数（人） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|             | 利用日数（日） | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 放課後等デイサービス  | 利用者数（人） | 508   | 473   | 564   | 517   | 620   | 578   |
|             | 利用日数（日） | 6,983 | 5,547 | 7,912 | 6,347 | 8,841 | 7,282 |
| 保育所等訪問支援    | 利用者数（人） | 40    | 20    | 40    | 22    | 40    | 33    |
|             | 利用日数（日） | 44    | 22    | 44    | 23    | 44    | 35    |

※人：月間の実利用者数、日：利用者全員の月間の合計利用日数

- ◆ 児童発達支援の利用者数・利用日数は増加傾向にあり、放課後等デイサービスは計画値より下回っているものの、利用者数・利用日数は増加傾向にあります。

【第7期計画の見込量】

| 種 類        |         | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|---------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援     | 利用者数（人） | 178   | 189   | 200   |
|            | 利用日数（日） | 1,699 | 1,801 | 1,909 |
| 放課後等デイサービス | 利用者数（人） | 630   | 687   | 749   |
|            | 利用日数（日） | 7,937 | 8,652 | 9,430 |
| 保育所等訪問支援   | 利用者数（人） | 34    | 35    | 36    |
|            | 利用日数（日） | 36    | 37    | 38    |

※人：月間の実利用者数、日：利用者全員の月間の合計利用日数

## ②障害児相談支援

### 【サービスの内容】

| サービス名   | サービス内容                                                                                      |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 障害児相談支援 | 障がい児が、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用するにあたり障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。 |

### 【第6期計画の実績】

（数値は各年度末（2月）の実績値）※令和5年度は令和5年7月実績分

| 種類      |         | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|---------|---------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|         |         | 計画    | 実績  | 計画    | 実績  | 計画    | 見込み |
| 障害児相談支援 | 利用者数（人） | 113   | 157 | 113   | 140 | 113   | 113 |

※人：月間の実利用者数

- ◆障害児相談支援は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の自粛傾向が続き、年間を通じた利用者数はコロナ禍前の急激な増加と比較して、緩やかな増加となっています。

### 【第7期計画の見込量】

| 種 類     |         | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|---------|-------|-------|-------|
| 障害児相談支援 | 利用者数（人） | 128   | 144   | 163   |

※人：月間の実利用者数

### 【取組】

- ◆ 障がい児の適切な発育・発達支援につながるよう、疾病や障がいの早期発見、早期療育の推進に向けた取組を行います。
- ◆ 障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援体制を確保するため、個々の状態や特性を踏まえ、福祉・医療・保健・教育の関係機関の連携強化を図ります。
- ◆ 障がい児のニーズに応じた支援体制の充実を図り、障がい児への適切なサービスの提供に努めます。

## （４）地域生活支援事業の見込量と取組

地域生活支援事業は、市町村に実施が義務付けられている必須事業のほか、市町村の判断で行う任意事業があります。本市では、障がい者がその能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による次の事業を実施します。

これまでの実績や障がい者のニーズを考慮して、令和８年度までの見込量と取組を定めます。

### 《必須事業》

- ①理解促進研修・啓発事業
- ②相談支援事業
- ③成年後見制度利用支援事業
- ④意思疎通支援事業
- ⑤日常生活用具給付等事業
- ⑥手話奉仕員養成研修事業
- ⑦移動支援事業
- ⑧地域活動支援センター事業

### 《任意事業》

- ①生活訓練等
- ②日中一時支援
- ③声の広報等発行
- ④奉仕員養成研修
- ⑤自動車運転免許取得・改造助成
- ⑥訪問入浴サービス

## 必須事業

### ①理解促進研修・啓発事業

#### 【事業の内容】

障がい者が日常生活や社会生活を営む中で生じる「社会的障壁」を除去するとともに、地域住民に対し、障がい者や障がいへの理解を深めるための研修会や啓発活動などを行います。

#### 【第6期計画での取組】

毎年12月の「障害者週間」に合わせ、障がいに関する特集記事を「広報おおむら」に掲載しました。

また、視覚に障害がある方を講師とする「ユニバーサルマナー研修」や医療的ケア児に関する講演会を行いました。

#### 【第7期計画における取組】

- ◆障がい者への差別や社会的な障壁がなくなるよう、広報紙やホームページ等を活用し周知を図ります。
- ◆障がいや障がい者に対して、市民の正しい理解が深まるよう、障がいに関わる様々なテーマに応じた研修会や講座等を開催するとともに、啓発活動に取り組みます。

### ②相談支援事業

#### 【事業の内容】

障がい者、その保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者が自立した生活ができるよう支援します。

#### 【第6期計画での取組】

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、利用者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービス等の利用支援等、必要な援助を行いました。

#### 【第7期計画における取組】

- ◆障がい者が安心して生活ができるよう、基幹相談支援事業、相談支援機能強化事業、障がい者虐待防止事業等を実施します。
- ◆障害者自立支援協議会において、障がい者の相談支援体制に関する課題の情報共有を図ります。
- ◆大村市地域生活支援センターラフ・ラムを中核として、相談支援事業所相互の連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。



### ③成年後見制度利用支援事業

#### 【事業の内容】

知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な人の財産や資産の管理、金銭に関わることに不利益を被らないように支援する成年後見人制度の利用について、審判の申立が必要と思われる対象者に対し市長申立を行うほか、必要となる費用の一部助成を行います。

#### 【第6期計画での取組】

|              |         | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |     |
|--------------|---------|-------|----|-------|----|-------|-----|
|              |         | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 見込み |
| 成年後見制度利用支援事業 | 利用者数（人） | 2     | 2  | 2     | 3  | 2     | 3   |

◆成年後見制度を利用している人に対して、成年後見人等に対する報酬を助成しました。

#### 【第7期計画における取組】

|              |         | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------|---------|-------|-------|-------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 利用者数（人） | 3     | 3     | 3     |

◆知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な人に対し、成年後見人制度の利用に要する経費を助成します。

◆必要な人が利用できるよう、広報紙やホームページ等を活用し制度の周知を図るとともに、相談支援事業所等と連携を図り、制度に関する相談や情報提供を行います。

#### ④意思疎通支援事業

##### 【事業の内容】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣や、点字、音訳等の支援を行います。

##### 【第6期計画での取組】

|         |           | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|---------|-----------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|         |           | 計画    | 実績  | 計画    | 実績  | 計画    | 見込み |
| 手話通訳者派遣 | 年間派遣人数（人） | 200   | 187 | 200   | 240 | 200   | 200 |
| 要約筆記者派遣 | 年間派遣人数（人） | 92    | 25  | 92    | 75  | 92    | 80  |
| 手話通訳者設置 | 設置者数（人）   | 3     | 3   | 3     | 3   | 3     | 3   |

◆令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響でイベント等の開催が中止されたことにより、派遣回数が増減しましたが、令和4年度以降は少しずつコロナ禍前に戻りつつあります。

##### 【第7期計画における取組】

|         |           | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-----------|-------|-------|-------|
| 手話通訳者派遣 | 年間派遣人数（人） | 200   | 200   | 200   |
| 要約筆記者派遣 | 年間派遣人数（人） | 90    | 90    | 90    |
| 手話通訳者設置 | 設置者数（人）   | 3     | 3     | 3     |

◆障がい者の意思疎通を図ることにより、社会参加しやすい環境を整えます。

◆ホームページ等で制度の周知を行い利用の促進を図るとともに、様々なイベントに手話通訳や要約筆記を派遣します。あわせて、手話通訳や要約筆記に対する理解が広まるよう周知を行います。

## ⑤日常生活用具給付等事業

### 【事業の内容】

在宅で重度の障がい者に対し、日常生活を容易にするために必要な生活用具の給付を行います。

### 【第6期計画での取組】

|             |         | 令和3年度 |       | 令和4年度 |       | 令和5年度 |       |
|-------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|             |         | 計画    | 実績    | 計画    | 実績    | 計画    | 見込み   |
| 介護訓練支援用具    | 給付件数（件） | 9     | 14    | 9     | 8     | 9     | 9     |
| 自立生活支援用具    | 給付件数（件） | 23    | 17    | 23    | 13    | 23    | 24    |
| 在宅療養等支援用具   | 給付件数（件） | 21    | 14    | 21    | 24    | 21    | 28    |
| 情報・意思疎通支援用具 | 給付件数（件） | 41    | 43    | 41    | 53    | 41    | 54    |
| 排泄管理支援用具    | 給付件数（件） | 5,580 | 2,180 | 5,700 | 2,142 | 5,820 | 2,086 |
| 住宅改修費       | 給付件数（件） | 3     | 4     | 3     | 4     | 3     | 6     |

### 【第7期計画における取組】

|             |         | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|---------|-------|-------|-------|
| 介護訓練支援用具    | 給付件数（件） | 10    | 10    | 10    |
| 自立生活支援用具    | 給付件数（件） | 18    | 18    | 18    |
| 在宅療養等支援用具   | 給付件数（件） | 22    | 22    | 22    |
| 情報・意思疎通支援用具 | 給付件数（件） | 50    | 50    | 50    |
| 排泄管理支援用具    | 給付件数（件） | 2,136 | 2,136 | 2,136 |
| 住宅改修費       | 給付件数（件） | 5     | 5     | 5     |

◆障がい者の自立や介護者の負担軽減のため、日常生活を容易にするために必要な用具にかかる情報提供を行うとともに、個々の特性に合った日常生活用具の給付を行います。

## ⑥手話奉仕員養成研修事業

### 【事業の内容】

聴覚に障がいのある人の必要な情報やコミュニケーション保障を支援する手話奉仕員を養成する研修（養成講座）を行います。

### 【第6期計画での取組】

|             |                 | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |     |
|-------------|-----------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
|             |                 | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 見込み |
| 手話奉仕員養成研修事業 | 養成講座修了者数<br>(人) | 60    | 53 | 60    | 35 | 60    | 84  |

◆令和3年度と令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により修了者数が減少しましたが、令和5年度は修了者数が増加し計画値を上回りました。

### 【第7期計画における取組】

|             |                 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|-----------------|-------|-------|-------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 養成講座修了者数<br>(人) | 95    | 95    | 95    |

◆手話養成講座について、広報紙やホームページなどを活用し広く周知を図ります。

◆受講生の多くが修了することができるよう、講座におけるフォローアップを行います。

## ⑦移動支援事業

### 【事業の内容】

屋外での移動が困難な障がい者が円滑に外出することができるよう、ヘルパーを派遣するなどの支援を行います。

### 【第6期計画での取組】

|        |           | 令和3年度 |       | 令和4年度 |       | 令和5年度 |       |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|        |           | 計画    | 実績    | 計画    | 実績    | 計画    | 見込み   |
| 移動支援事業 | 利用者数（人）   | 60    | 48    | 60    | 50    | 60    | 50    |
|        | 利用時間数（時間） | 3,900 | 2,773 | 3,900 | 3,573 | 3,900 | 3,600 |

◆実利用者数、延べ利用時間数ともに微増しています。

【第7期計画における取組】

|        |           | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|
| 移動支援事業 | 利用者数（人）   | 60    | 60    | 60    |
|        | 利用時間数（時間） | 3,900 | 3,900 | 3,900 |

◆障がい者が社会生活を送るために必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を支援するため、利用者の状況やニーズを踏まえながら、ホームページ等を活用するなど、事業の周知を図ります。

## ⑧地域活動支援センター事業

【事業の内容】

障がい者に創作活動や生産活動の機会を提供し、社会参加、交流促進等を支援します。地域活動センターはその機能により、Ⅰ型からⅢ型の3つの類型に分類されます。

| 類 型                    | 事業内容                                                                           |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 地域活動支援センター<br>Ⅰ型（1 か所） | 創作的活動や生産活動の機会の提供に加え、専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。 |
| 地域活動支援センター<br>Ⅱ型（なし）   | 創作的活動や生産活動の機会の提供に加え、機能訓練、社会適応訓練等の事業を実施します。                                     |
| 地域活動支援センター<br>Ⅲ型（2 か所） | 創作的活動や生産活動の機会の提供をし、社会参加、交流促進の事業を実施します。                                         |

【第6期計画での取組】

|            |            | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |     |
|------------|------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
|            |            | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 見込み |
| 地域活動支援センター | 実施箇所数（箇所）  | 3     | 3  | 3     | 3  | 3     | 3   |
|            | 1日平均利用者（人） | 40    | 5  | 40    | 15 | 40    | 15  |

◆1日平均利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響のある令和3年度には落ち込みましたが、令和4年度以降は回復傾向にあります。

【第7期計画における取組】

|            |            | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|------------|-------|-------|-------|
| 地域活動支援センター | 実施箇所数（箇所）  | 3     | 3     | 3     |
|            | 1日平均利用者（人） | 20    | 20    | 20    |

◆利用者のニーズを踏まえて実施される生活能力向上のための訓練や社会との交流活動に対し、支援を行います。

## 任意事業

### ①生活訓練等

【事業の内容】

聴覚に障がいのある人や言語機能に障がいのある人に対し、障がいの早期発見、適切な相談、指導及び訓練等を行います。

【第6期計画での取組】

|       |           | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |     |
|-------|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
|       |           | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 見込み |
| 生活訓練等 | 年間利用者数（人） | 74    | 64 | 74    | 65 | 74    | 65  |

◆「耳とことばの相談」を毎月1回実施しており、利用者数は計画値を下回っていますが、毎回、一定数の利用があります。

【第7期計画における取組】

| 種 類   | 単位        | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------|-----------|-------|-------|-------|
| 生活訓練等 | 年間利用者数（人） | 65    | 65    | 65    |

◆毎回一定数の利用があり、ニーズがあると見込まれることから、広報紙やホームページ等で周知を図るとともに、適切な相談、指導等に努めます。

### ②日中一時支援

【事業の内容】

障がい者が日中に活動できる場の創出や、障がい者を介護している家族が一時的に休息ができるよう支援を行います。

【第6期計画での取組】

|        |           | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |     |
|--------|-----------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
|        |           | 計画    | 実績  | 計画    | 実績  | 計画    | 見込み |
| 日中一時支援 | 年間利用者数（人） | 110   | 115 | 100   | 112 | 100   | 116 |

◆年間実利用者数は、年度によりバラつきがあります。

【第7期計画における取組】

| 種 類    | 単位        | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|-----------|-------|-------|-------|
| 日中一時支援 | 年間利用者数（人） | 110   | 110   | 110   |

◆一定のニーズがあり、日中活動系サービス等を補う役割があることから、他のサービス等との調整を行うとともに、障害福祉サービス事業所等と連携し、必要なサービスの提供体制の確保を図ります。

### ③声の広報等発行

【事業の内容】

視覚に障がいのある人を対象に、広報紙等の内容を音訳して録音・編集した「声の広報」等を定期的に配布します。

【第6期計画での取組】

|         |           | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |     |
|---------|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
|         |           | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 見込み |
| 声の広報等発行 | 年間発行回数（回） | 22    | 22 | 22    | 22 | 22    | 22  |
|         | 利用対象者数（人） | 30    | 28 | 30    | 28 | 30    | 28  |

◆広報紙や小説などの音訳を行い配布しました。

【第7期計画における取組】

|         |           | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-----------|-------|-------|-------|
| 声の広報等発行 | 年間発行回数（回） | 22    | 22    | 22    |
|         | 利用対象者数（人） | 30    | 30    | 30    |

◆視覚に障がいのある人への情報保障等を支援するため、音訳を担う人材の育成や人材の確保等の環境整備を行うとともに、広報紙やホームページ等を活用し周知を図ります。

#### ④奉仕員養成研修

##### 【事業の内容】

聴覚や視覚に障がいのある人の交流活動の支援者である要約筆記者や音訳ボランティアの養成研修を行います。

##### 【第6期計画での取組】

|         |             | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |     |
|---------|-------------|-------|----|-------|----|-------|-----|
|         |             | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 見込み |
| 奉仕員養成講座 | 養成講座修了者数（人） | 10    | 6  | 10    | 9  | 10    | 10  |

◆令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、修了者数が減少しましたが、令和4年度以降は増加傾向にあります。

##### 【第7期計画における取組】

| 種 類     | 単 位         | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|-------------|-------|-------|-------|
| 奉仕員養成講座 | 養成講座修了者数（人） | 10    | 10    | 10    |

◆中途失聴者や難聴者のための要約筆記者や、視覚障がい者のための音訳ボランティアは欠かせないものであることから、ホームページ等を活用した周知を行います。

#### ⑤自動車運転免許取得・改造助成

##### 【事業の内容】

身体に障がいのある人が社会活動のために自動車運転免許を取得する費用及び自動車の操行装置や駆動装置（ハンドル、アクセルペダル等）の改造に要する費用を助成します。

##### 【第6期計画での取組】

|                |           | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |     |
|----------------|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
|                |           | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 見込み |
| 自動車運転免許取得・改造助成 | 年間助成者数（人） | 5     | 3  | 5     | 5  | 5     | 5   |

◆ ほぼ計画どおりの実績となっています。

##### 【第7期計画における取組】

|                |           | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------|-----------|-------|-------|-------|
| 自動車運転免許取得・改造助成 | 年間助成者数（人） | 5     | 5     | 5     |

◆身体に障がいがある人の社会参加の推進を図るため、ホームページ等を活用し、制度に関する周知を行います。



## ⑥訪問入浴サービス

### 【事業の内容】

重度の障がいにより、家庭において入浴することが困難な人に対し、訪問入浴車による入浴サービスを行います。

### 【第6期計画での取組】

|          |           | 令和3年度 |    | 令和4年度 |    | 令和5年度 |     |
|----------|-----------|-------|----|-------|----|-------|-----|
|          |           | 計画    | 実績 | 計画    | 実績 | 計画    | 見込み |
| 訪問入浴サービス | 支給決定者数（人） | 1     | 0  | 1     | 0  | 1     | 0   |

◆令和3年度から令和5年度においては、利用実績はありません。

### 【第7期計画における取組】

| 種 類      | 単位        | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------|-----------|-------|-------|-------|
| 訪問入浴サービス | 支給決定者数（人） | 1     | 1     | 1     |

◆障害福祉サービス事業所等と連携し、利用者が必要なときに、必要なサービスを提供できる体制の確保を図ります。